

安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 6 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給</p>

